

# 農用区域からの除外制限についてのお知らせ

農用区域内の農地を農地以外の目的に利用したい場合の除外制限についてお知らせします。

## ■農用区域とは？

農業振興に必要な土地として、将来的にも田んぼや畑といった「農地」の土地利用を図るエリアのことで、このエリア内の農地は、一般的に「青地」と呼ばれています。ほ場整備や用排水路整備など、農業の生産性を向上する土地改良事業等の対象地になります。

## ■農用区域からの除外とは？

農用区域内の農地（青字）を農地以外の目的（分家住宅、農業用施設、店舗等の敷地、資材置場、駐車場など）に利用するために必要な手続きの一つで、**次の5つの要件を全て満たした場合**に可能になります。

### 除外の5要件

① 除外の目的が必要かつ適当であり、農用区域外の土地で代替できないこと

② 農地の集団化等に支障がないこと

③ 効率的かつ安定的な農業経営者の農用地の利用集積に支障がないこと

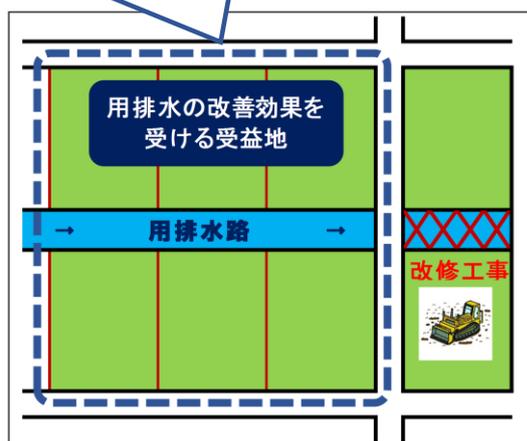
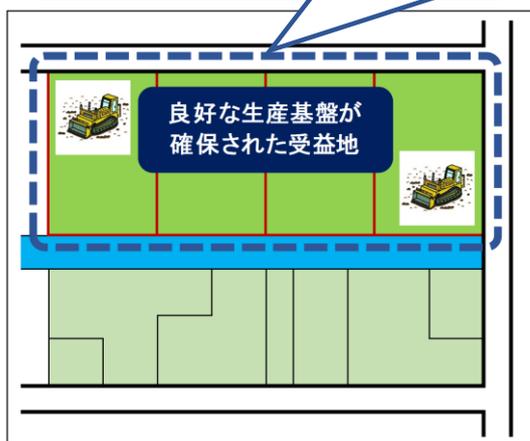
④ 農用地等の保全や必要な施設に支障がないこと

⑤ 土地改良事業が**完了した年度の翌年度から起算して8年が経過※**していること

土地改良事業は「ほ場整備」などの面整備と「用排水路整備やポンプ場整備」などの線整備の大きく2つに分けられます。

- ・「ほ場整備」などの受益地は除外制限の対象に！
- ・事業の着工中から除外制限の対象に！

- ・「用排水路整備やポンプ場整備」などの受益地は除外制限の対象に！
- ・工事の上流域が含まれるなど、**対象が広範囲**になる場合も！



※いずれも国庫補助金を受けている事業が該当になります。

## ■問合せ先

### 1 除外制度に関すること

加須市役所 農業振興課 (0480-62-1111)

騎西総合支所 農政建設課 (0480-73-1111)

北川辺総合支所 農政建設課 (0280-61-1206)

大利根総合支所 農政建設課 (0480-72-1321)

### 2 水路整備に関すること

加須市役所 治水課 (0480-62-1111)